別紙２　仕様書

仕様書

本件業務における仕様は次のとおりです。

１　業務概要

(1) 件名

東御市議会議場運営システム更新業務（物件提供者選定）

(2) 履行場所

　　　長野県東御市県281-2　東御市役所　本庁舎３階議場

(3) 業務内容

　　項番２のとおり

(4) 履行期間

選定の日から令和７年11月20日までとする。

　　　※リース会社との賃貸借契約期間は令和７年11月21日から令和14年11月20日の予定（84カ月）

(5) 上限金額

　　　金31,390,000円（消費税及び地方消費税を含む）

２　業務内容

(1) 業務目的

　東御市議会議場におけるマイク操作、録音及び議場内映像操作を行うシステム（以下「議場運営システム」という。）の老朽化に伴い、システム一式を更新することで議会運営の円滑化及び安定効率化を図ることを目的とする。

　なお、本仕様書は、業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、この仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。

（2）業務内容

　　１　本業務の範囲

　本業務の範囲は、既存議場運営システムの撤去、新規議場運営システムの導入/設置接続/設定調整/動作試験とし、運用可能な状態で納入すること。また、調達製品の操作研修及び運用初期のサポート、業務実施に必要な関係部局との打ち合わせ等も業務に含める。

　なお、本件業務の提案については、参考のため維持・保守に関する内容も含めるが、業務の範囲は調達及び設置である点に注意すること。

３　業務に関する基本的事項

　（１）本業務全体を十分に管理可能な者が本業務の責任者となり、本業務を履行するに足る能力と経験のある者で実施体制を構築すること。

　（２）本業務に伴い知りえた秘密について、他に洩らさないこと。

　（３）関係法令等を十分に理解し、業務を遂行すること。

　（４）導入システム全体で運用可能となるよう調整を行うこと。

　（５）本業務によって提供されるすべてのシステムは、引き渡し後、何ら問題なく稼働すること。

（６）稼働後の業務が効率的に遂行できることに重点を置き、可能な限りリスクが少なく、職員の通常事務に負荷のかからない製品とすること。

（７）仕様書に記載のない事項であっても、システム稼働上必要と思われる機器類は費用にすべて含めて導入すること。

（８）電源ケーブル、ネットワークケーブル等の配線類のケーブルは結束し整理すること。

（９）導入する機器は発注者が指定する場所に設置すること。

（10）物品の納入については、所定の位置に速やかに行うとともに、納入には最新の注意を払うこと。納入作業において万一設備等を破損させた場合は、受注者の負担により現状復旧を行うこと。

（11）議場運営システム稼働前後については、職員研修やシステム運用面で充実した支援体制を講じられることが可能であること。また、稼働後のサポートについては、直接、設置場所に訪問するオンサイトサポートとリモートメンテナンスによるサポートの両方に対応できること。

（12）将来の拡張性を考慮し、本提案における議場運営システムが少なくとも７年間の使用に耐え得る能力及び使用であること。また、電子採決やインターネット中継等の機能を追加する余地があること。

（13）現在議場で使用している機器等のうち、引き続き使用できる機器は流用すること。ただし、今後７年間の使用に耐える事が出来ないと判断される場合は、更新すること。

（14）議場に係る業務は、議会の閉会中にしか行うことが出来ない点に留意すること。

（15）現在、地元ケーブルテレビ事業者（株式会社上田ケーブルビジョン）による、生中継を実施しているため、接続方法、施工方法等を確認の上、放送に問題の無いように設計・施工及び調整を実施すること。

（16）テレビ生放送と同時に地元コミュニティエフエム事業者（FMとうみ）への音声による生放送も行っているため、こちらも同様に、音声確認・調整を責任もって実施できる事業者であること。

（17）導入機器は、可能な限り省電力機器を選定すること。

（18）マイクシステムに関しては、マイクON/OFF操作を外部制御にて行う上で、マイクメーカーや、正規代理店以外の会社であっても、仕様内容を開示し、タッチパネル方式による、マイク制御可能な機種を選定すること。

（19）サポートの観点からマイクシステムは、国内メーカーを利用すること。また、タッチパネル式議会運営ソフトウェアに関しては、国内製のソフトウェアとすること。

（20）受注者は、納入した物品に問題がある場合は、速やかに交換することとし、責任をもって解決できる体制があること。

４　議場運営システム等が備えるべき基礎的要件

議場運営システム等の基礎的な機能要件は以下のとおりである。

（１）議場　音響関連設備

　ア．本会議を円滑に運営するために、発言者以外の者が明瞭に発言を聴き取ることができるよう発言者の音声を適正に拡声する機能。

　　　①議員席・執行部席の各席には、以下の機能を有する有線方式の机上据置型マイクを設置すること。

　　　　・発言可能LEDランプ

　　　　・口元と根元の２カ所が稼働する発言マイク（グースネック型620mm程度を想定）

　　　　・個別音量機能

　　　　・マイクON/OFFスイッチ

　　　　・スピーカー

　　　②議長席(2本)・演壇席(2本)・質問席(2本)・議会事務局長席(1本)の4席(マイク本数計7本)には埋め込み型グースネックマイクを設置すること。

　　　③議長席には議長自身で議長マイクのON/OFFが可能なようにスイッチを別途用意し、設置すること。

　　　④マイクを集中コントロールするセンター装置を設置し、タッチパネルからのマイクコントロールができること。

　　　⑤各マイクについては、同時発言が最低でも4台できること。

　　　⑥オーディオマトリックスプロセッサーを導入し、議場内音声がハウリング等無く、聴取できること。また、設置の際に音響調整を実施すること。

　　　⑦議場内及び外部(市役所3階の第一委員会室、2階の第二委員会室、第三委員会室、全員協議会室)用スピーカーについては既存機器をそのまま利用し、音量等の操作ができること。

　　　⑧議長・議会事務局長席・演壇席・質問席にはそれぞれアンプスピーカーを1台設置する。

　　　⑨スピーカー設置に伴い適切なワット数のアンプを必要数設置すること。

　　　⑩傍聴席に設置されている既存磁気ループシステムへのつなぎこみも行い、音声確認・調整を行うこと。

　イ．本会議の会議録作成のために必要な音声を長時間にわたり高品質で録音できる機能。なお、後述する映像の録画機能と連動したものとすること。

　　　①ICレコーダーを導入し、議場内の音声の録音ができること。また、機器の故障に備え、2台設置し、同時に録音ができること。

　ウ．地元ケーブルテレビ事業者等と連携した放送環境の整備。

　　　①中継席(記者席)に、地元ケーブルテレビ事業者による持込カメラの接続を想定するため、議場音声をカメラに入力する必要がある。持込カメラに音声が入力できるように、キャノンコネクタによる音声コネクタパネルを用意すること。カメラに入力する音声は、本議場のマイク音声とする。(既存中継用ラック内のキャノンコネクタパネルを利用しても構わない)。

　　　②地元コミュニティエフエム事業者による議会生中継を実施するため、既存の壁面音声コネクタパネルからもこれまでと同様に本会議場のマイク音声の取り出しができるようにすること。

　　　③本会議場のマイク音声出力については、今後の接続機器の増加を想定し、今回利用するケーブルテレビ・FM放送を除き、2出力以上余裕を持たせておくこと。

　　　④音響調整にあたっては、ケーブルテレビ放送及びFM放送、それぞれに対して、放送基準に合った調整を行うこと。ケーブルテレビ放送においては、特に、カメラ映像と音声のズレが無いように調整を行うこと(リップシンクが取れるように調整できる機材を選定すること)。

（２）議場　映像関連設備

　ア．議場内カメラの操作及びカメラ映像の録画機能。

①議場内に水平、垂直回転が可能な旋回型フルハイビジョン対応カメラを２台設置し、カメラ用取付金具を有すること。カメラ設置位置は議会事務局と相談の上、決定する。なお、映像出力はHD-SDI信号が出力可能な機種を選定すること。また、光学ズーム20倍以上及び、パン±170°、チルト+90°～-20°の広範囲で撮影が可能なこと。更に、ワイド時の水平画角は70°であること。

②議場内カメラ映像をSDカードに録画できる機器を設置すること。また、録画の開始・停止制御ができること。

③議場内の映像と音声をミックスするための機器を設置すること。

④場内表示インターフェースを設置し、残時間・出席議員数の表示を議場内に設置するモニターに表示できるようにすること。

⑤議場内設置モニターとして55インチ相当の液晶ディスプレイを2台設置すること。また、議場内設置モニターには、オンエア映像・発言残時間・出席議員数の表示を切り替え又は同時表示できるようにすること。加えて、表示内容をカスタマイズできること。

⑥議長・事務局長の各席には、発言残時間が確認できるように10インチ程度の液晶ディスプレイを設置すること。

⑦会議の前後、及び休憩中に映像を再生し、放映できる機器を設置すること。

⑧カメラ映像・休憩映像を切り替える映像スイッチャーやテロップを表示するテロップインターフェースを設置すること。

　イ．地元ケーブルテレビ事業者等と連携した放送環境の整備。

①中継席(記者席)に、地元ケーブルテレビ事業者等による持込カメラの接続を想定するため、持込カメラのSDI出力を接続できるようにすること(既存中継用ラック内のBNCコネクタパネルを利用しても構わない)。

②中継席(記者席)に、地元ケーブルテレビ事業者等による持込VTRの接続を想定するため、持込VTRの接続ができるようにすること(既存中継用ラック内のBNCコネクタパネルを利用しても構わない)。

③緊急時にイ-②の持込カメラからも生中継ができるように、本設備との切替用SDIセレクター（4入力1出力）を入れておくこと。

④地元ケーブルテレビ事業者に議会映像・音声の伝送をするための光メディアコンバーター送信機(SDI信号→光信号)も老朽化しており、更新対象とする。

⑤長距離の配線や映像の分配数を増やす場合は､延長器・分配器を入れ、デジタル信号が正しく議場内モニターや各映像機器に入力できること。

（３）議場　操作システム関連設備

　ア．職員１名でも操作可能な操作システムの構築。

　　　①議場内のマイク・カメラ・残時間操作用メインタッチパネル1台(21.5インチ程度)を設置すること。不具合に備えて、マウス・キーボード操作が行えること。

　　　②その他タッチパネル操作に必要な周辺機器を設置すること。

　　　③メインタッチパネルを使用し、ワンマンオペレーションによる議場運営が可能なこと。また、旋回型フルハイビジョンカメラ(２台)、スイッチャー、テロップインターフェース・マイクを統合的に制御し、ワンマンオペレーションで操作可能であること。

④タッチパネル操作で、発言残時間、出席議員数の操作が可能であること。

⑤タッチパネル画面は議場の座席レイアウトに沿って作成すること。また、開会中であっても、席の名前変更が簡単にできること。

　あらかじめ、席の名前パターンを登録できる機能を有すること。

　　　⑥タッチパネル上の席をタッチすることで、マイクON、自動カメラ移動、映像切り替え、テロップ表示が可能であること。

　　　⑦話者が変わる場合は、タッチパネル上の席をタッチするだけで次の席のマイクがONになり、指定のカメラアングルに切替できるようにすること。

　　　⑧制御方式は、カメラ・マイク連動制御方式、マイクのみ制御方式、カメラのみ制御方式の3パターンの制御が運営中であっても、切り替え可能なこと。

　　　⑨テロップインターフェースは、議員名･執行部役職名･一般質問項目･会議名･お知らせ文等を事前に登録でき、タッチパネル上で変更可能であること。また、ローマ字入力、かな入力、外字等に対応していること。

　　　⑩テロップ表示登録は会議ごとに事前登録できるものとし、運営中も登録･変更可能であること。

　　　⑪文字入力については、ソフトキーボードにて、文字単位でなく、単語単位で漢字変換ができること。

　　　⑫議場運営の進捗結果（何時何分に誰が発言をしたか等）が、ログデータとして残り、Excel等で保存できること。

　　　　また、保存データを外部出力できること。

　　　⑬タッチパネルから発言残時間の入力、スタート、ストップ操作が可能なこと。

⑭タッチパネルから出席議員数の入力、増減操作が可能なこと。議場内モニターに表示する内容は、タッチパネルから希望する任意のレイアウトに変更可能なこと。

⑮発言残時間によってベルが自動で鳴る設定を行えること。

　　　　例：5分前に1鈴、1分前に2鈴 等

　イ．映像に関する操作機能

　　　①タッチパネル上の席に触れると、あらかじめ登録されたカメラアングルに動作すること。

②カメラのアングルを変更した場合は、運営中であっても上書き登録ができること。

③タッチパネル画面上のカメラ映像に触れることにより、パン、チルト、ズームを直感的に操作できること。

④カメラアングルのパターン登録ができること。

⑤カメラのアングルデータは、システムコントローラー側で記憶できること。

　　　⑥カメラ切り替え時に、カメラが旋回する映像を表示しないこと。

また、カメラが旋回している間、画像が静止しないこと。

　　　⑦テロップに関して、タッチパネルの議員席に触れると、あらかじめ登録された議員の氏名が自動的に表示されること。

⑧テロップの文字表示は、２段２０文字で表示可能なこと。また、長文の場合はスクロールにて表示対応できること。

⑨議員の氏名や執行部の役職名、氏名は、タッチパネル上で、変更が可能なこと。

⑩運営中であっても文字修正、文字登録が可能なこと。

　ウ．音響に関する操作機能

　　　①タッチパネル操作で、個別にマイク音量を調整できること。

　　　②演壇席・質問席に登壇した場合でも議員や執行部担当者ごとにあらかじめ設定したマイク音量を引き継げること。

　エ．トラブルに対する機能

　　　①システムコントローラーは、冗長化して、トラブル時に正・副の切り替えができるようにすること。

　　　②システムの長期間の安定運用のため、制御用のシステムコントローラーのＯＳは、サポート期間の終了等の外部影響を受けにくいОＳを利用すること。

　　　③システムの安定運用のため、制御用のシステムコントローラー部には、駆動部品を使用せず、コンパクトフラッシュ相当のメモリ媒体を使用すること。また、ファンレス設計であること。

　　　④誤ってタッチした場合でも、1秒以内に、正しくタッチすることで前の動作がキャンセルされること。

　　　⑤開会・休憩等の議会運営に影響の大きいボタンは、長押し対応等による、誤操作防止が図られていること。

⑥開会と同時に録音・録画が自動開始され、録音・録画に漏れが無いようにすること。

また、休憩や閉会の際は録音・録画が自動で停止すること。

（４）議場　その他関連設備

①機器収納架を1台用意すること。

②無停電電源装置(UPS)を設置し、瞬停などで主要機器が故障しないようにしておくこと。UPSのバッテリー交換は、周囲温度25℃の場合、期待寿命が約5年であることから、5年を目安に実施すること。

③主電源ユニットを設置し、電源投入を一括でできるように考慮すること。

④リモートメンテナンスができるように、VPNルーターと回線の設置・管理については受注者の負担にて全て行い、リモート接続できるように調整すること。

　なお、ネットワークの設置に当たっては、事前に施設管理部門及びネットワーク管理部門と協議のうえ、承認を得たうえで行うこと。

⑤議場運営システムは、少なくとも賃借契約期間（84カ月）の使用に耐えられること想定したものとすること。

５　設置等に関する要件

　　設置等に関する要件は以下のとおりである。

　（１）システム構造上必要な配線、電気工事を発注者と協議確認の上、実施すること。

　　（２）配線ルート、敷設方法については、発注者と協議すること。

　　（３）電源の配線やＬＡＮ配線等については、極力目立たないように考慮すること。

　　（４）機器接続等に要するケーブル・コネクタのほか、資材等及び配線作業に係る経費もすべて本事業の費用に含めること。

　　（５）工事の見積もりにあたり現地調査が必要な場合は、発注者に事前確認の上、議会休会中に実施すること。

　　（６）端子付近に配線の接続先がわかるよう設備機器名称・端子等を明示すること(丸札の取付等)。

（７）既存設備の更新に伴い不要となる機器うち撤去できるものは、協議後、法令に従い、全て撤去すること。産業廃棄物等の撤去できないものは発注者指定の場所へ移動させること。

また、撤去・移動に伴う撤去跡や損傷については、現状に近い形で修復すること。

６　運用保守要件

　　運用保守要件は以下のとおりである。

　（１）専属の担当者を置き、発注者の要求に応じて会議の立ち合いを実施するなど、システムの円滑な運用に必要な支援を行うとともに、納入後のシステムの有効活用について積極的に提案すること。

７　研修要件

　　研修要件は以下のとおりである。

　（１）本システムの機能を理解し、オペレーション方法等を習得するため、本稼働前までに発注者に対し、研修を実施すること。

　（２）研修テキストを作成すること。また、専門的な知識がない職員にも分かるよう作成すること。

　（３）システム導入後、最初の定例会本会議においては、現地にてオペレーションのサポートを行うこと。

８　その他

　本仕様書に取り決めのない事項に関しては相互協議の上、決定する。

９　担当部署　　東御市議会事務局

長野県東御市県281-2

　　　　　　　　　Tel：0268-64-5810、Fax：0268-62-5040

　　　　　　　　　E-mail：gikai@city.tomi.nagano.jp